

浄化槽保守点検業者 登録のしおり

令和8年3月

枚方市保健所 保健衛生課

1 浄化槽の維持管理について

「浄化槽法」は浄化槽について製造・施工・保守点検・清掃について統一的に規制することによって、浄化槽の本来の機能を発揮できるようにし、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的として昭和60年10月に施行されました。

この「浄化槽法」において“浄化槽とは便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水を処理し放流する施設であって、下水道法に基づく施設又は地方公共団体のし尿処理施設以外のものをいう。”と定義されています。

これら浄化槽の管理者は、浄化槽の機能を正常に維持し、適正な放流水質を確保するために保守点検・清掃及び検査が義務づけられています。

《浄化槽の維持管理に関する法体系》

浄化槽管理者 (浄化槽設置者)	設置後等の水質検査 (法第7条)		<ul style="list-style-type: none"> ・新規設置、構造や規模の変更があった浄化槽 ・浄化槽使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に浄化槽管理者が大阪府知事指定の検査機関(※1)に依頼
	法定検査 (法第11条)		上記7条検査受検後、毎年1回、浄化槽管理者が大阪府知事指定の検査機関(※1)に依頼
	保守点検 (法第8条) (法第10条第1項)	業者委託 (法第10条第1項) 自ら実施	1回/週~1回/3ヶ月(国土交通大臣認定の浄化槽は認定書に添付されている維持管理要領による)以上、浄化槽保守点検登録業者(※2)に委託(枚方市浄化槽維持管理指導要領第13条)
	清掃 (法第9条) (法第10条第1項)		1年以内に1回(全ばっ気方式の浄化槽は6ヶ月以内に1回)市長許可の浄化槽清掃業者(※3)に委託

※1 指定検査機関(浄化槽法第57条): 一般社団法人大阪府環境水質指導協会

※2 浄化槽保守点検業者(浄化槽法第48条・枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例)

※3 枚方市長許可の浄化槽清掃業者(浄化槽法第35条)

2 浄化槽保守点検業者の登録について

「浄化槽法」が昭和58年5月に制定され、浄化槽保守点検業者について、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長)の登録を受けなければ、保守点検の業としてはならないとする制度を条例で設けることができることとなりました。

大阪府では、この規定を受けて昭和60年3月27日に「大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定し、「浄化槽法」の施行と併せて昭和60年10月1日から登録制度を開始しました。

枚方市では、平成26年4月1日から中核市移行により、保健所を設置し、「枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定し、浄化槽保守点検業者の登録制度を開始しています。

(1) 登録対象者

枚方市域で浄化槽の保守点検業を営もうとするものは、枚方市長の登録を受けなければなりません。

(2) 登録に必要な要件の概要

登録を受けるためには次のア～エの要件を満たさなければなりません。

- ア 条例第7条に規定する登録の拒否要件に該当しないこと。
- イ 大阪府の区域内に営業所を有すること。
- ウ 営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置くこと。
- エ 営業所ごとに規則で定める器具を備えること。

(3) 登録等手数料

浄化槽保守点検業登録	34,600円
浄化槽保守点検業登録証書換え交付	1,600円
浄化槽保守点検業登録証再交付	2,100円

(4) 登録有効期限 5年間

(5) 再登録

登録期間満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする場合は、期間満了日30日前までに新たに登録申請の手続きが必要です。手続き期間の目安：満了日前60～30日

3 登録に必要な要件

(1) 登録要件

ア 資格要件

浄化槽管理士免状を有する者を営業所ごとにおくこと

イ 物的要件

大阪府内に営業所があること

水中ポンプ

照明器具

水準器

メスシリンダー（容量1リットルのものに限る）

透明度計

溶存酸素計

残留塩素測定器

水素イオン濃度測定器

塩素イオン濃度測定器

亜硝酸性窒素検出器具

4 登録の手続きについて

(1) 登録申請書の提出

申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枚方市保健所保健衛生課 所在地：枚方市禁野本町2丁目13-13 電話：072-807-7624（直通） ・ 一般社団法人大阪府環境水質指導協会 所在地：堺市北区百舌鳥梅町1丁目24-3 電話：072-256-1056 	
申請書部数	正本1部 写し1部（写し1部は申請者への控え）	
提出書類	登録申請書	浄化槽保守点検業登録申請書（※1）
	登記事項証明書	営業者が法人の場合、登記事項証明書（※2）
	誓約書	誓約書（※1）
	浄化槽管理士	浄化槽管理士免状の写し
	器具明細書	浄化槽保守点検業器具明細書（※1）
	付近見取図	営業所の付近見取図（最寄り駅、幹線道路から道順がわかるように）
	他の都道府県知事又は保健所設置市長の登録状況	他の都道府県知事又は保健所設置市長の登録状況（その旨を明らかにする書面）（※3）
手数料納付方法（※4）	窓口での納付 または申請時に配布する納付書により枚方市指定金融機関又は枚方市収納代理金融機関へ手数料を納付	
登録証の交付	申請窓口と同じ	

- ※1 申請書及び変更届出書等の様式は上記窓口の他、枚方市（保健衛生課）のホームページにて入手可能です。
- ※2 登記事項証明書の発行日は申請書等の受付日より概ね3ヶ月前までのものを有効とします。
- ※3 大阪府知事又は大阪府内の保健所設置市長の登録を受けている場合、参考に登録証の写しの添付をお願いしています。寝屋川市の「特例浄化槽保守点検業者登録制度」で登録を受けている場合は、現に登録を受けていることが分かる届出書の写しの添付をお願いします。
- ※4 手数料については窓口で直接納付するか、所定の納付書で枚方市指定金融機関又は枚方市収納代理金融機関に納めてください。所定の納付書は登録申請時に配布します。

5 登録を受けたら

必要な手続を終了し登録証の交付を受けた者は、枚方市域において浄化槽保守点検業が営めます。

(1) 登録業者の遵守事項

登録を受けた浄化槽保守点検業者は次の事項を遵守しなければなりません。

- ア 浄化槽の保守点検は、浄化槽管理士が行うか又は実地に監督すること。
- イ 保守点検の結果、清掃が必要と認める場合は、浄化槽管理者に対し、その清掃を浄化槽清掃業者に行わせることを連絡すること。
- ウ 保守点検の結果、生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を講ずべきであると認める場合は、速やかに、浄化槽管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを説明すること。
- エ 浄化槽管理士に登録有効期間毎に1回以上、講習会を受講させること。
- オ 営業所に登録証を掲示すること。
- カ 次の事項を記載した帳簿を浄化槽ごとに備え5年間保存すること。
 - ①浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - ②所在地
 - ③処理能力及び処理方式
 - ④保守点検を行った年月日及びその内容

(2) 保守点検の内容

次のア～ウに基づき保守点検を行わなければなりません。

- ア 浄化槽法施行規則第2条の「保守点検の技術上の基準」
- イ 枚方市浄化槽維持管理指導要領第14条の「浄化槽の保守点検事項及び内容」
- ウ 水質汚濁防止法等関係法規

(3) 浄化槽設置者への啓発

浄化槽の適正な維持管理の推進のため、浄化槽管理者に対し、次の事項の積極的な啓発を行ってください。

- ア 浄化槽法施行規則第1条に定める浄化槽の使用に関する準則
- イ 浄化槽法第11条で義務づけられた毎年1回の「定期検査」の受検

(4) 登録の取消及び営業の停止

登録業者が登録の拒否要件等に該当すると認められるときは、登録の取消又は営業の停止を受けることがあります。

(5) 報告

登録業者は、事業について市長から報告を求められた場合に、登録に係る事業の実績等を報告しなければなりません。

6 登録の変更・廃止等届出等

(1) 変更届出

変更届が必要な場合	届出に必要な書類
次の①～④のいずれの変更があったとき	・浄化槽保守点検業変更届出書（様式第8号）に次の書類を添付しなければなりません。
①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・法人の場合は、変更後の登記事項証明書
②営業所の名称及び所在地	・営業所所在地の場合、営業所付近見取図及び浄化槽保守点検業器具明細書
③法人の役員の氏名及び住所	・変更前後の役員名簿 ・変更後の登記事項証明書 ・新たな役員が就任したときは、誓約書
④浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号	・浄化槽管理士免状の写し

(2) 登録証書換え交付申請

登録証書換え交付申請が必要な場合	申請に必要な書類
登録証の記載事項に変更があったとき 氏名（法人にあっては名称） 営業所の名称 営業所の所在地	・浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書（様式第6号） ・浄化槽保守点検業登録証

(3) 登録証再交付申請

登録証再交付申請が必要な場合	申請に必要な書類
登録証を破り、汚したとき	・浄化槽保守点検業登録証再交付申請書（様式第7号） ・浄化槽保守点検業登録証
登録証を紛失したとき	・浄化槽保守点検業登録証再交付申請書（様式第7号） ・亡失申立書

(4) 廃業等届出

廃業等届出が必要な場合	届出者	届出に必要な書類
浄化槽保守点検業を廃止した場合	当該浄化槽保守点検業者	・浄化槽保守点検業廃業等届出書（様式第9号）
死亡し又は失そうの宣言を受けた場合	戸籍法第87条による届出義務者	
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者	・浄化槽保守点検業登録証
破産した場合	当該破産管財人	
法人が合併及び破産以外の理由で解散した場合	当該清算人	

(5) 手数料、部数等

納付方法、部数、申請窓口は「浄化槽保守点検業登録申請書の手続き」と同じ

	変更届	廃止等届出	書換え交付申請	再交付申請
手続き期間	30日以内	速やかに	速やかに	速やかに
手数料	なし	なし	1,600円	2,100円

7 各種問合せ先

(1) 各種手続きについて

一般社団法人大阪府環境水質指導協会

所在地：堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3

電話：072-256-1056

枚方市保健所保健衛生課

所在地：枚方市禁野本町2丁目13-13

電話：072-807-7624（直通）

(2) 浄化槽管理士国家試験について

公益財団法人日本環境整備教育センター

所在地：東京都墨田区菊川2-23-3

電話：03-3635-4880